

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第 1 回 松阪市社会教育委員会議
2. 開 催 日 時	令和 6 年 6 月 12 日（水）午後 2 時 00 分～午後 4 時分
3. 開 催 場 所	松阪公民館 ホール
4. 出席者氏名	（委 員） ◎福田哲也、太田浩司、岡田辰也、垣本長生、古戸陽子、阪井正弘、鈴木寛子、田畑繁行、天白椋、床呂さや子、平岡令孝、森本小百合、渡邊幸香 《◎委員長》 （事務局） 刀根局長、金谷局次長、西浦教育総務担当参事兼教育総務課長事務取扱、小泉生涯学習課長、赤塚生涯学習課松阪公民館担当監、山本生涯学習課長補佐兼青少年センター所長、小泉学校支援課長、御堂子ども支援研究センター所長、瀬古給食管理課長兼松阪市学校給食センターベルランチ所長、若山みえ松阪マラソン担当参事兼スポーツ課長事務取扱、橋本北部教育事務所長兼北部学校給食センター所長事務取扱、北川飯高コミュニティ・スクール担当参事兼西部教育事務所長事務取扱兼飯南学校給食センター所長事務取扱兼飯高学校給食センター森調理場所長事務取扱兼飯高 B & G 海洋センター所長事務取扱、生涯学習係
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0 人
7. 担 当	松阪市教育委員会事務局 生涯学習課 TEL 0598-53-4396 FAX 0598-26-8816 e-mail ikig.div@city.matsusaka.mie.jp

○協議事項・議事録
別紙参照

令和 6 年度 第 1 回松阪市社会教育委員会 会議録（要旨）

○日時：令和 6 年 6 月 12 日(水) 14 時 00 分 ～ 16 時 00 分

○開催場所：松阪公民館 ホール

○議題

1. あいさつ
2. 自己紹介
3. 委員長選出
4. 松阪市「小さな親切」運動推進本部役員の選出
5. 協議（報告）事項
 - (1) 令和 6 年度教育予算について
 - (2) 地域の教育力活用推進事業（コミュニティ・スクール）について（学校支援課）
 - (3) 第 3 子以降学校給食無償化事業について（給食管理課）
 - (4) 松阪市学校等給食物価高騰に伴う子育て支援交付金について（給食管理課）
 - (5) みえ松阪マラソン事業について（スポーツ課）その他
6. 松阪市公民館のあり方等について（諮問）

○出席者：福田委員長、平岡副委員長、太田委員、岡田委員、垣本委員、古戸委員、阪井委員、鈴木委員、田畑委員、天白委員、床呂委員、森本委員、渡邊委員

○欠席者：廣地委員、本田委員

◆ 議事

- (1) 令和6年度教育予算について
意見なし
- (2) 地域の教育力活用推進事業（コミュニティ・スクール）について（学校支援課）
意見なし
- (3) 第3子以降学校給食無償化事業について（給食管理課）
意見なし
- (4) 松阪市学校等給食物価高騰に伴う子育て支援交付金について（給食管理課）
意見なし
- (5) みえ松阪マラソン事業について（スポーツ課）

委員 質疑ではないですがお願いがあります。私の勤務先では、松阪マラソンで鍼灸のブースを出展しています。そのことで勤務先から三点お伝えしたいことがあります。

一点目は、案内のパンフレットに、鍼灸ではなくマッサージと記載されています。鍼灸とマッサージは免許が違います。過去2回訂正の申し入れをしましたが、2回ともパンフレットにマッサージの記載がされていました。ランナーの方は、マッサージを受けられると思いブースに来られます。

二点目は、ボランティアの事前研修はされているのでしょうか。我々のブースに、ランナーを連れて来られて、「アイシングをしてほしい。」と言われるボランティアの方がいます。我々のブースは、アイシングするブースでもマッサージをするブースでもありません。ボランティアの方が場内のことをどこまで把握してランナーを案内しているのでしょうか。

最後に、場所が寒いです。ランナーが42キロ走り終え、汗をかいた状態のところに風が吹き低体温症の一手手前の状態です。スポーツ課の説明でお伊勢さんマラソンが例に挙げられていましたが、お伊勢さんマラソンは、フィニッシュがサンアリーナで屋内です。風がありません。津マラソンも同じです。

仮設用テントがあるとおっしゃいますが、あくまで仮設用テントです。そのことを含めまして三点お伝えします。

事務局　　まず、一点目ですが、大変失礼いたしました。パンフレットの鍼灸とマッサージの表記が違うという点に関しましては、今年は必ず鍼灸というかたちで表記をするよう徹底します。

二点目のボランティアの事前説明会につきましては、それぞれの業務に分かれて説明会を開催しています。ボランティア及びスタッフの種類が多く、おそらくご指摘をいただいているのは、場内の総合案内と思われます。総合案内の方々は、それぞれ業務の研修を受けています。

総合案内については、一番に情報がいくように周知しています。しかしながら、例えば、フェイスタオルを渡す、スポーツドリンクを渡すといった個々のボランティアについては、説明会で細かな状況について説明している現状ではございません。実は、救護所に救護を必要としないランナーを案内するという問題が第三回大会の大きな課題となっています。この点に関しましては、ランナーを間違えて案内しないように情報の周知徹底をしていきたいと考えています。

最後に、寒いという点については、様々なところでご指摘をいただいています。その通りでございます。

昨年の大会一週前は、気温が 20℃以上あり非常に暖かい日でした。残念ながら二回大会とも当日は寒い日となり、結果的にランナーやスタッフにご迷惑をかけている点があります。建物を建てるのは、今すぐは難しいことではあります。暖房器具を使用することでどのような改善が出来るのかなど、2月、3月開催のマラソンを参考に検討を重ねています。少しでも状況が改善されればと思います。

委員　　よろしくをお願いします。

委員　　鍼灸は、服の上からは打てません。マッサージは、服の上からも可能です。走ってきた直後に服を脱がせて針を打ちますので、十分な温度の確保が必要かと思っておりますので、よろしくをお願いします。

◆その他

委員　　教えていただきたいことがありまして、別の会議で松阪市の子どもたちの課題でコロナ禍も踏まえ不登校の児童生徒が増えているという中で学校支援課長の方から説明があった中で、3年間の予算を組まれて「いきいき学校プロジェクト」の方で献身的に先生方に取り組んでいただいているということで、子どもたちの復帰率について松阪市が全国で比べても良くなっているという話を聞かせていただいて、保護者の方からありがたいという話をよく聞くのですが、今年度が3年目としたらそれ以降も取り組みは継続していただけるのでしょうか。

とても素晴らしい取り組みだと思うので、この場で改めてまた教えていただければと思います。

また、コミュニティスクールで関わらせてもらっている中で、私たちも今の子どもたちの抱える課題がとても複雑になっている中で、そういった学校になかなか来ることができない子どもたちの支援を地域がどうしたらできるのかと考えているときに、ある中学校から地域の方が子どもたちの居場所を作っていて、教室に行くのは難しくても、地域の支援してくれている方のところまでは子どもたちが行けるようになったという話を聞かせてもらうことができました。そのような情報に関しても、自分たちがこうできないかなと思うことも、今年度市内にコミュニティスクールが100%設置されたことで、もっと色々と情報共有できる機会が増えていくと思いますし、また教えていただければと思います。

事務局 貴重なご意見ありがとうございます。先ほどご紹介いただきましたように、コロナ禍にあって子どもたちが制約のある生活を送らざるをえない、しかも人とコミュニケーションを取ってはいけないというような生活が長く続きました。学校支援課では、このことが必ず子どもたちに影響を与えるだろうと、特に不登校の子どもたちがもともと増加傾向だったところに拍車がかかるのではないかと懸念があり、令和3年度から協議を始めて、令和4年度から令和6年度、今年度まで重点的な取り組みを進めようということで予算を保証していただいて取り組みを進めました。その中のひとつには、コミュニケーションを取るための練習を週1回このクラス・学級でもしながら、小さなグループで意見を交流して友だちの意見をしっかりと聞く、うなずく、それに対して質問をするといったところを取り組みながらコミュニケーションを取ることで充実をする取り組みを進めてきました。また、退職をされた校長先生や養護の先生といった方を教室に子どもたちが復帰するための支援として関わっていただくために置いて取り組みを進めてきました。ただ、やはり予算に限りがあるために、全ての学校に置くことができないということで、ふれあい教室というものを中学校に置いたのですが、それを置けないところには各校で別室、保健室であったり空き教室であったり、教員室には入れない、でも何とか学校には来られたという子たちが過ごせる場所を設置してきました。ただ、この3年間の特別な取り組みがこれで終わりということにはならないと考えています。不登校の数はやはり増えてきているので、今年度の予算について話し合うときに、ここの部分についてはやはりこういった支援が必要だから予算を付けてほしいということをしかりと説明をしながら、継続的な取り組みがしっかりとできるようにと考えています。二つ目のご紹介いただいた、地域の方の支援をこの不登校の子たちが自分の居場所として関わっていただくことで、子どもたちが

力を深めてそこから教室へ、あるいは次のステップへ進んでいただけるような取り組みが今まさに進められているということは、昨日も特に学校の校長先生や教頭先生に学校向けの地域と共にある学校づくりの研修会をさせていただいたのですが、その中でもこういった取り組みを地域の方が支えていただいて、子どもたちが次のステップに向けて安心できる空間づくりをしていただいているというのもまさにご紹介いただいたところです。やはり全ての小中学校にコミュニティスクールが入ったということでそれぞれの素敵な取り組みを横展開にして、うちの学校のコミュニティスクールでもこの切り口の取り組みっていいよねというのをより広く知っていただいて、取り組んでいただくというのも、今回の研修会は学校の先生向けでしたが、地域の方向けあるいは運営協議会の委員向け、ボランティアの組織向けなど色々な周知をして広めていくための取り組みを今年度以降はしっかりと進めていかなければならないと考えています。またその辺りの展開については考えて進めていきたいと考えています。

委員 先ほどの地域というお話の中で、私たちも今不登校の子や家からなかなか出ることのできない子どもの居場所づくりに頑張って取り組みをやっております。コミュニティセンターが居場所になって、その子の得意な子と、おじいちゃんやおばあちゃんとなら話ができる子、あと小さい子となら接することができる子とか、月2回そういったことをやっていたのですが、日を決めてしますとその時にその子の体調が合わなかったり気持ちが乗らなかったりということで、ある程度そちらに合わせて、例えば学校には行けないが地域の施設には来ることができるかと保護者から連絡があった場合は、私たちの仕事を一緒に手伝ってもらったり、その日に活動するサークルがあるけど一緒にお手伝いしてみるとかいう形で学校とも連絡を取らせていただいて、そういう居場所で私たちもありがたいなと思っているので、安心して家庭外にもこういう場所があるのだということが子どもたちにもわかってもらいたいと思います。コロナの前からですので、まだ活動して4、5年くらいですが、少しずつ保護者の方から依頼があったり私たちの地区以外からも依頼があったりしながら、頑張ってる場所です。

委員 各小中学校は地域の学校というところがございまして、本当に公立の小中学校は自分たちが卒業した学校というところもございまして、そういう意味で温かく住民自治協議会等も支えていただいているということを学校も思ってもらえたら、学校と地域で太いパイプを持ってもらえたらと思います。

委員 毎年夏休みに小中学校の先生方のライフプランセミナーの担当をさせてもら

っています。その中で先生方にぎっくばらんに色々お話をしてくれるのですが、ストレスを抱えてみえる先生が多いです。ところが、そのストレスを誰にも相談できずにひとりで抱え込んでしまい、鬱になっている先生が結構いらっしゃいます。私たちもこれからぜひとも直接先生方と教育現場における色々な問題点などを話し合い、先生方から社会教育委員の皆さまに協力してもらえないかということが多々あると思います。社会教育委員のみの会議ももちろん大切ですが、時には現場の先生方も交えて協力しあえるところがあるのではないかと思います。またそういった機会も設けていただけたらありがたいと思います。

事務局 貴重なご意見ありがとうございます。委員がおっしゃったように、学校の方は子どもたちの相談体制は非常に充実してきました。小学校と中学校が連携して大人が子どもを相談するという体制は整ってきたのですが、先ほどおっしゃったように職員の心のケアは課題であります。年々年々教員不足とは言われていますが、松阪市は今のところ4月のスタートは定数内でスタートしておりますが、5月が過ぎ、6月になってお休みになられる先生もいらっしゃいます。そんな中で、教育長もそういったところを心配されていて、例えば授業の改善をするために県のOBの人が来てくれて学校を回ったりとか、またスクールカウンセラーを配置するのに退職校長のスクールカウンセラーを配置し、子どもたちの意見を聞いたり先生たちの意見も聞いたりということもしておりますので、そういったことも充実していきたいと思っております。また、社会教育委員の皆さまと交流ですとか、色々な学校で地域との交流もございますので、そういったところで若い先生方にも色々な話をする機会を持ってもらいながらやっていきたいと思っております。

6. 松阪市公民館のあり方等について（諮問）

委員 資料2の6ページを見ていただいて、令和5年4月1日より徳和地区住民協議会から徳和地区コミュニティセンターとしてスタートして1年2か月程度経ちます。諮問内容2-(3)の「公共施設のコミュニティセンター化後～制限されるのではないかと危惧します。」とありますが、センターによってサークルの数が違いますし、部屋数も違います。いろいろ用途があると思います。生涯学習の場として、そのままサークルは引き続き活動していますが、公民館の時は、月2回という開催でしたが、ほかの公民館では、1つのサークルで月4回開催できるという中で、もともとサークルが多く使用も多いという中で、開催を2回に制限していますが、空いている日がないです。コミュニティセンターになって地域の人に使用していただくには、夜間であったり土日であったり、

使用回数の上限を決めるのは難しいです。長い間活動しているサークルもありますので、そのまま継続して学んでいただきたい気持ちもありつつ、新しくコミュニティセンターになって、たくさんの方からご要望をいただきますが、なかなか希望に沿うことができない中でジレンマもありながら、諮問内容 2-(3)の内容について、徳和地区コミュニティセンター、松尾地区コミュニティセンター、米ノ庄地区コミュニティセンターに聞きに行く予定がありますか。現状がどうなのか、危惧している内容はどうなのか、3館に生涯学習課から聞きに行く予定があるのか質問させていただきます。

事務局 ご意見ありがとうございます。諮問内容 2-(3)を挙げさせていただいた趣旨として、資料 2 の 7 ページの松阪市コミュニティセンター条例の使用料の減免を載せさせていますが、施設の使用料の減免について松阪市コミュニティセンター条例では、「市長」を「指定管理者」に読み替える規定があります。指定管理を受けているコミュニティセンターは、条例第 9 条の「指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき」にあてはめ、第 9 条(6)の「指定管理者が特別に認めた場合」という部分で減免をしていただいていると解釈しています。^{※1}

補足になりますが、令和 8 年 4 月 1 日にコミュニティセンター化といわれていますが、地区の公民館の看板を下ろすことになります。

例えば、第一公民館として社会教育法の中で活動していますが、コミュニティセンターになることによって、第一公民館の看板を下ろすことになります。コミュニティセンター条例の中で活動することになります。社会教育法から外れて、市長部局の施設条例になり、社会教育法第 23 条の営利や政治の禁止事項に該当せず、地域の方が使用しやすい施設に変えていこうという動きがございました。^{※2}

検討事項の 1-(1)中央公民館としての位置づけとして、松阪、三雲、嬉野、飯南、飯高公民館は、社会教育法で謳われている公民館としてそのまま存続します。それ以外の地区にある公民館が公民館の看板を下ろして、コミュニティセンターになるということの再認識をお願いします。

施設の使用料の減免関係については、先ほど申し上げたとおり、指定管理をしていただいているところについては、指定管理者が特別に認めるところで減免していただいていると解釈しています。場合によっては、すでにコミュニティセンター化している 3 か所に現状を確認しながら進めさせていただきたいと思っています。

委員 諮問内容 2-(3)の意味が何を訴えているのか解釈しにくいです。「危惧しま

す。」とありますが、サークルが条例に該当しないから減免できないということですよ。今までずっと使用料は減免の状態だったので、市長に代わる指定管理者が認めるものとして減免しています。徳和は、月２回という制限がありますが、地域がそれほど大きくないので、松尾は月４回認めているという現状です。

地域組織の一本化のあり方検討会に戻っていきますが、「地域を混乱させない」ということが地域組織の一本化の柱だったということを押さえておいてほしいです。「地域が混乱するようなことは、地域組織の一本化であっても避けるべきですよ」ということが、根底にあります。それを受けて、公民館がコミュニティセンターにかわったことにより、条例がないから使用料を徴収するとかなったら、地域が混乱するものになるので、そういうことは避けるべきと思っています。

私たちにこんなことを問うことではないだろうと捉えています。生涯学習活動に携わる方々に今まで通り使用してもらえたらと思っています。

委員 令和３年に住民協議会と自治連合会が解散して、地域が混乱しないようにというお話があって、令和３年度に徳和は一つの組織になったのですが、現在４３住民自治協議会ある中で、連合会を解散して一つになった住民自治協議会は、いくつありますか。

事務局 正式な数は、把握していません。

委員 また、後日教えてください。

事務局 生涯学習課でも、コミュニティセンターになっても混乱をまねかないように今まで通り無料でサークル活動していただく考えですが、現在は、公民館条例の中で運用していますが、コミュニティセンターになったらコミュニティセンター条例の中で運用していくことになります。

コミュニティセンター化で市の直営のコミュニティセンターと指定管理者制度を活用したコミュニティセンターの２種類で令和８年４月からスタートしていきます。

徳和地区コミュニティセンターと松尾地区コミュニティセンターは、指定管理者制度を活用したコミュニティセンターで、貸館や減免のことに関しても指定管理者が判断して運用していただいています。

令和８年４月からの市直営のコミュニティセンターとは、例えば、橋西地区市民センターは、地区市民センターという看板と橋西公民館という看板が挙げ

っています。そこに鈴の森住民自治協議会もいて、1つの館に3つの組織があります。市直営のコミュニティセンターになった場合、係長級の市の職員が配属されます。そこに市の雇用の事務員がいます。市の雇用の用務員がいます。住民自治協議会が雇用する事務員がいます。公民館が無くなるので、公民館長の席は無くなります。市の直営の場合、市の雇用の職員がセンター長になります。もし、40 ぐらいのコミュニティセンターが市直営になると条例第9条(6)の「市長が特別に認めるとき」で使用料を減免する場合が、90 何%になることは、あまり良くない考えるので、条例の中で今まで通り 10 割減免の中で活動していただこうとなると、条例の第9条(5)の社会教育法で定める社会教育団体で認めていく、そこを整理することで、上手く減免できないかと生涯学習課として考えています。※1 その議論をするときに、サークルが使用料を払っているかどうかを他市に調査したところ、ほとんどの市が使用料を徴収していました。

松阪市としては、使用料を徴収せずに一生懸命活動しているところは守らなければならない部分ではありますが、生涯学習課としても判断しにくく、委員のみなさんにもお伺いしたいです。

委員 コミュニティセンター化を進めるにあたり、すべてが指定管理者制度を利用することが前提だったのに、途中から市直営もありえますよと方針転換をしたことによってねじれが生まれたので、ねじれはねじれとしてもう一回コミュニティセンター条例も整理してもらわないと仕方がないと思います。本来、地域組織として「地域のことは地域で課題解決しましょうよ」ということで指定管理者制度が設けられたわけなので、私は、指定管理者としてすべて整理するつもりで指定管理者を引き受けています。ですから、私の地域は地域役員で地域課題を解決していこうということなのですが、行政の責任範囲内で解決してもらわなければ仕方がないと思います。今まで通りの地域を混乱させないことを原則に基づいて判断してほしいと思います。

委員 公民館の看板をコミュニティセンターに架け替えるということは、地区公民館のことですか。松阪公民館の諮問と関係ないのではないのでしょうか。

事務局 分かりにくいのですが、タイトルとして「松阪市公民館のあり方等について」で、松阪市全体の公民館の中で5館の話と地区公民館がコミュニティセンターになることで、松阪市コミュニティセンター条例第9条の使用料の減免の要件に該当しなくなり活動が制限されるのではないかが想定されるので、諮らせていただきたいということです。

委員 地区公民館の活動の使用料をとるかとらないかということでしょうか？

事務局 そうです。

委員 飯高館内は、過疎化が進んでいます、サークル活動の使用料は、全部減免です。講師料については、サークルが負担しています。そこに、使用料も追加になると、サークルの負担が大きくなり参加者が減り、活動が続けられなくなると思います。地域性があると思います。特に飯高、飯南は過疎化が進んでいます。減免を続けていくのは難しいとは思いますが、自分の住んでいる地域として考えると、とても厳しい話だと思います。

事務局 先月、飯高の館長と主事と意見交換して、過疎化が進んでいる話と公共交通の不便性のことを聞きました。バスに乗ってお昼の 13 時からの講座に行くことができて、帰りのバスが 15 時までしかないので、講座に行けない。地域性のこと理解はしておりますので、これらのご意見も受け止めていきたいと思っています。

委員長 今後の諮問の対しての予定はありますか。答申の道筋はありますか。

事務局 期日を決めて、メールや文書にてご意見を集める時間をいただき、ご意見を整理した上で、フィードバックさせていただいて、答申希望日を 11 月 30 日までと決めていますので、そこまでに、1 回 2 回議論させていただく場を設けたいと考えていますので、ご協力をお願いします。

※1 松阪市コミュニティセンター条例 抜粋

(使用料の減免)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(5) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 10 条に規定する松阪市にある社会教育関係団体が公益上必要と認められる事業に使用するとき 全額免除

(6) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は 5 割減額

※2 社会教育法

(公民館の運営方針)

第 23 条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- (1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - (2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。